

舞 鶴 債 第 19 号  
令和元年 5 月 29 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 多々見 良 三  
(公 印 省 略)

債権の放棄について  
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成 25 年条例第 12 号)第 6 条の規定により放棄した債権について、同条例第 7 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	入札保証金違約金	1件	1,516,200円	法人休止 (条例第6条第1号エ該当)	平成31年3月28日	総務部契約検査室 契約課	
2	夏期歳末くらしの資金貸付金	195件	9,978,750円	債務者所在不明 (条例第6条第1号ア該当)	平成31年3月28日	福祉部福祉企画課	
3	夏期歳末くらしの資金貸付金	227件	7,148,250円	少額債権 (条例第6条第1号ウ該当)	平成31年3月28日	福祉部福祉企画課	
4	夏期歳末くらしの資金貸付金	49件	3,890,000円	債務者免責 (条例第6条第4号該当)	平成31年3月28日	福祉部福祉企画課	
5	市営住宅使用料	109件	999,388円	少額債権 (条例第6条第1号ウ該当)	平成31年3月28日	建設部都市計画課	
6	水洗便所等改造資金貸付金	1件	53,125円	債務者所在不明 (条例第6条第1号ア該当)	平成31年3月28日	上下水道部お客様サービス課	
7	水洗便所等改造資金貸付金	2件	53,125円	少額債権 (条例第6条第1号ウ該当)	平成31年3月28日	上下水道部お客様サービス課	
合計		584件	23,638,838円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。

舞上お第 45 号  
令和元年 5 月 29 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 多々見 良 三  
(公 印 省 略)

債権の放棄(水道事業分)について  
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成 25 年条例第 12 号)第 6 条の規定により放棄した債権について、同条例第 7 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	水道料金	34件	1,288,049円	債務者所在不明 (条例第6条第1号ア該当)	平成31年3月28日	上下水道部お客様サービス課	
2	水道料金	2件	8,106円	相続人確知不可 (条例第6条第1号イ該当)	平成31年3月28日	上下水道部お客様サービス課	
3	水道料金	6件	51,786円	少額債権 (条例第6条第1号ウ該当)	平成31年3月28日	上下水道部お客様サービス課	
4	水道料金	4件	656,677円	法人破産 (条例第6条第3号該当)	平成31年3月28日	上下水道部お客様サービス課	
5	水道料金	2件	25,081円	債務者免責 (条例第6条第4号該当)	平成31年3月28日	上下水道部お客様サービス課	
合計		48件	2,029,699円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。

舞市病第 91 号  
令和元年 5 月 29 日

舞鶴市議会議長

上 羽 和 幸 様

舞鶴市長 多々見 良 三  
(公 印 省 略)

債権の放棄(病院事業分)について  
(報告)

舞鶴市債権管理条例(平成 25 年条例第 12 号)第 6 条の規定により放棄した債権について、同条例第 7 条の規定により、別紙のとおり報告します。

(別紙)

	名称	件数	金額	放棄した理由	放棄した時期	担当部署(課)	備考
1	病院及び診療所の使用料等	30 件	1,752,838 円	債務者所在不明 (条例第 6 条第 1 号ア該当)	平成 31 年 3 月 28 日	市民病院管理部 総務課	
2	病院及び診療所の使用料等	28 件	246,444 円	少額債権 (条例第 6 条第 1 号ウ該当)	平成 31 年 3 月 28 日	市民病院管理部 総務課	
合計		58 件	1,999,282 円				

※上記債権及びこれに係る遅延損害金等を徴収する権利を放棄しました。